

岐阜県県民ふれあい会館の指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成28年11月1日
岐阜県環境生活部文化振興課

1 施設の概要

| | |
|-------|--|
| 名 称 | 岐阜県県民ふれあい会館 |
| 所 在 地 | 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号 |
| 設置目的 | 県民のふれあいと交流の促進を図るとともに、県民文化の発展に寄与することを目的とする。 |
| 根拠条例 | 岐阜県県民ふれあい会館条例（平成5年岐阜県条例第20号） |

2 指定管理者の募集方法

公募

3 指定管理者の募集期間

平成28年8月17日から平成28年9月16日まで

4 申請団体

| 申 請 団 体 の 名 称 | 共 同 体 の 構 成 員 の 名 称 |
|---------------|------------------------------------|
| ふれあいファシリティズ | ◎ハヤックス株式会社 B-D00 コミュニケーションズ株式会社 |

※「◎」は、共同体の代表団体

5 審査基準

| 審 査 項 目 | 配 点 |
|------------|-----|
| 施設管理の基本方針 | 10 |
| 類似施設の管理実績 | 5 |
| 利用者サービスの向上 | 35 |
| 施設の維持管理 | 5 |
| 収支計画 | 15 |
| 組織・体制 | 10 |
| 危機管理 | 10 |
| 経営基盤 | 5 |
| 地域連携 | 5 |
| 計 | 100 |

6 岐阜県指定管理者審査委員会の開催日

平成28年10月27日

7 審査結果

次のとおり優先交渉権者を決定しました。

<優先交渉権者>

| 申請団体の名称 | 主な選定理由 |
|-------------|---------------------------------|
| ふれあいファシリティズ | 申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。 |

8 指定管理者の指定

県と優先交渉権者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該優先交渉権者を岐阜県県民ふれあい会館の指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで（5年間）